

原爆症認定について

(1) 認定制度について

被爆者は、原子爆弾による放射線が原因となって起こった病気やけがについて、医療をうける必要があるときは、全額国の負担で医療の給付が受けられますが、そのためには、その病気やけがが、原子爆弾の傷害作用によるものであり、現に治療を要する状態にあるという厚生労働大臣の認定（病気やけがが放射線以外の傷害作用によるものである場合には、その人の治ゆ能力が放射線の影響を受けているということについての認定）を受けなければなりません。

認定を受けた方は、申請すれば医療特別手当を受給できます。

(2) 申請手続きについて

認定を受けるためには、申請書を県知事を経由して厚生労働大臣に提出することが必要です。申請書の提出先は、最寄りの保健所（健康福祉センター）です。

厚生労働大臣から認定された方の認定書は、県知事を経由して交付されます。

なお、医療特別手当の申請も同時に行うことができます。

提出書類等

認定申請書、医師の意見書、健康診断個人票（必須ではない）
その他審査に提出な書類（検査結果報告書等）※
医療特別手当認定申請書

※申請される疾病により審査に必要な提出書類が異なります。

詳しくは最寄りの保健所（健康福祉センター）にお問い合わせください。